

8 住宅

(1) 高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業

①対象となる方

身体手帳1級・2級又は療育手帳「A」の方（介護保険適用の方は介護保険が優先されます。）で、住宅の改造等によって日常生活が容易になると認められる方。

ただし、その世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯に限ります。

②対象となる経費

対象者又はその親族が所有し、かつ対象者が居住する既存の住宅で、次に掲げる改造の工事費。（既に改造等が終わっている場合は、対象となりません）

- I. 玄関、廊下、居室、浴室、トイレ等の改造
- II. 段差解消機及び階段昇降機の設置
- III. ホームエレベーターの設置

③助成金の額

上限50万円（ただし、介護保険並びに日常生活用具給付事業の住宅改修費に該当の方は30万円）とし、補助金額は次のとおりです。

- | | |
|--------------|------------|
| I. 生活保護世帯 | 補助対象額の100% |
| II. 所得税非課税世帯 | 補助対象額の75% |
| III. 上記以外の世帯 | 補助対象額の50% |

④問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

※住宅改修については、この他に日常生活用具において居宅生活動作補助用具（住宅改修 P43）があります。

